

令和6年1月18日

## パブリック・コメント実施

施策等に関する下記計画の素案について、市民の多様な意見を十分考慮した上で最終的に決定するためのパブリック・コメントを実施します。

## 記

## 1. パブリック・コメント対象案件 ※各計画の内容、特徴等については別紙のとおり

No.	計画・プラン名	担当課
1	第2次福島市自殺対策計画 ～「気づく」・「傾聴」・「つなぐ」・「見守る」～	障がい福祉課

## 2. 意見の提出期間

1月18日（木）～2月19日（月）

## 3. 素案の閲覧方法

- ①市ホームページ
- ②閲覧場所／各担当課、広聴広報課、市民情報室、各支所・出張所、各学習センター、市民活動サポートセンター、西口行政サービスコーナー、アクティブシニアセンター・アオウゼ、こむこむ館、市立図書館、男女共同参画センター

## 4. 意見の提出方法

- ①市ホームページから専用フォームで
- ②上記素案の閲覧場所に備え付けの用紙に必要事項を記入し、持参か専用の封筒で郵送またはファクスで

## 5. 意見を提出できる方

- ①本市に住所を有する方
- ②本市に事務所又は事業所を有する方
- ③本市に存する事務所又は事業所に勤務する方
- ④本市に存する学校に在学する方
- ⑤その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する方

## 6. その他

いただいたご意見とそれに対する市の考え方については後日公表いたします。

担当：広聴広報課  
課長 八島 主任 松川  
電話 024-563-7488（直通）

## 第2次福島市自殺対策計画 ～「気づく」・「傾聴」・「つなぐ」・「見守る」～

健康福祉部 障がい福祉課

目指す姿	自殺対策を支えるゲートキーパー（※）の養成に係る施策を推進かつ充実させることにより、本市において自殺率が高く、対策が必要となる高齢者や生活困窮者、勤務・経営者に対する取り組みと、近年、全国的な課題となっている女性やこども、若者に対する取り組みを強化し、「孤独・孤立」を防ぎ「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。
計画の期間	令和6年度 ～ 令和10年度（5年間）
	<p><b>1 市の自殺対策に関する基本的な計画として策定します</b></p> <p>現行計画が令和5年3月に期間終了を迎えることから、本市における地域の実情を踏まえた新たな自殺対策に関する取り組みを、総合的かつ計画的に推進するために策定します。</p> <p><b>2 計画の基本理念・目標</b></p> <p>「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を理念に、人口10万人当たりの自殺者数をあらかず自殺死亡率を、令和4年度の16.46から20%以上減少させ、令和10年度までに13.17以下に減少させることを目標とします。</p> <p><b>3 現行計画からの見直し内容</b></p> <p>第2次計画では、「<u>気づく</u>」・「<u>傾聴</u>」・「<u>つなぐ</u>」・「<u>見守る</u>」を生きる支援の柱として位置づけ、『自殺対策を支える人材育成の強化』を図るため、その役割を担う人材として「ゲートキーパー」の養成を重点課題とし、特に対策が課題となっている下記の3つの層に対してライフステージに応じた対策に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子どもと若者の自殺対策の更なる推進・強化</li> <li>(2) 女性に対する支援の強化</li> <li>(3) 地域自殺対策の取り組み強化</li> </ul> <p>(※) 自殺対策におけるゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことをいいます。</p>
意見提出期間	令和6年1月18日 ～ 令和6年2月19日
備考	

担当：障がい福祉課 自立支援係  
課長 大泉 係長 菊地  
電話 024-525-3746（直通）